

一般社団法人渋谷未来デザイン

パブリックパートナー基準

令和3年(2021年)12月21日 作成

一般社団法人渋谷未来デザイン パブリックパートナー基準

(目的)

第1条 この基準は、一般社団法人渋谷未来デザイン（以下「本法人」という。）とプロジェクト及びイベントなどの事業等において、連携、協力を推進するパブリックパートナーに関する必要な事項を定め、パブリックパートナーと本法人が公共的な社会貢献に資する取り組みを協働して実現するためのプロジェクト及びイベントなどの円滑な連携、協力の推進に資することを目的とする。

(対象)

第2条 本法人のパブリックパートナーは、次のいずれかに該当する法人及び団体のうち、一般社団法人渋谷未来デザイン定款第3条に定める本法人の目的（以下「本目的」という。）に賛同し、一般社団法人渋谷未来デザイン（以下「本法人」という。）とプロジェクト及びイベントなどの事業等において、本法人と連携、協力を推進するためにパブリックパートナー基準に定める申込書を提出し、本法人がパブリックパートナーとして認めるものを言う。

- (1) 国及び地方公共団体（または関連の公共性を有する組織）
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人、公益社団法人、NPO 法人（特定非営利活動法人）
- (3) 学校法人及び独立行政法人
- (4) その他、連携、協力を推進することが必要と認められる法人及び団体

(パブリックパートナーとなる手続き)

第3条 本法人のパブリックパートナーになろうとするものは、本基準に定める書式にて「パブリックパートナー申込書」（以下「申込書」という。）を作成し、これを事務局に提出しなければならない。申込書は、別紙1のとおりとする。但し、本条に基づく申込書の提出は、当該パブリックパートナーとなることを何ら保証するものではない。

2 本法人のパブリックパートナーとなる可否は、次に掲げる基準をもとに理事会が決定する。

- (1) 本基準の目的に賛同するものであること。
- (2) 本法人の会員もしくはパブリックパートナーであったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでないこと。
- (3) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。
- (4) 前各号のほか、本法人のパブリックパートナーとすることが不適當であると理事会が判断するものでないこと。

3 理事会において本法人のパブリックパートナーとなる可否を決定したときは、パブリックパートナー決定通知書により、通知しなければならない。

4 パブリックパートナーの資格取得は、前項に基づく理事会の決定による承認を得た日を含む事業年度内（毎年4月から始まる1年間を1事業年度とする。）の翌月からとする。

(会費)

第4条 本法人のパブリックパートナーになるためには、会費は原則として必要としない。

(退会の手続き)

第5条 パブリックパートナーは、本基準に定めるパブリックパートナー退会届（以下「退会届」という。）を提出することにより、任意にいつでもパブリックパートナーを退会することができる。退会届は別紙2のとおりとする。

(資格の喪失)

第6条 パブリックパートナーは、次の各号の一に該当する場合はパブリックパートナーの資格を喪失する。

- (1) 第5条退会の規定により退会した場合
- (2) 第7条除名の規定により除名された場合
- (3) パブリックパートナーである法人及び団体が解散、破産、民事再生手続開始などの申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合

(除名)

第7条 本法人は、パブリックパートナーが次の各号の一に該当すると認めた場合、理事会の決定によりパブリックパートナーを除名することができる。

- (1) 本法人の名誉を棄損し、また本法人の目的に反する行為があった場合
- (2) パブリックパートナーとしての品格を損なう行為があった場合
- (3) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (4) パブリックパートナーとして適当でないと判断された場合

2 理事会において本法人のパブリックパートナーを除名する決定したときにはその旨を速やかに通知する。

3 パブリックパートナーの除名は、理事会の決定による日からとする。

(パブリックパートナーの義務)

第8条 パブリックパートナーは、次の義務を有する。

- (1) 本法人の目的を達成するため、本法人のプロジェクト及びイベントなどの事業等において、本法人と連携、協力を推進する。
- (2) 本法人となる時に申込書に記載された事項等に変更が生じた場合は、遅滞なく必要な手続きを行う。

(パブリックパートナーの権利)

第9条 パブリックパートナーは、次の権利を行使できる。

- (1) 本法人が運営するホームページ等で提供されるサービスを受けることができる。
- (2) 本法人のプロジェクト及びイベントなどの事業等に参加することができる。

(電磁的方法による手続き)

第10条 第3条及び第5条に定める申込書、退会届等については、書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法によって提出することができる。

(権利譲渡の禁止)

第11条 パブリックパートナーは、パブリックパートナーとして有する権利を第三者に譲渡もしくは使用を許諾したり、担保に供する等の一切の処分行為をしてはならない。

(私的利用の範囲外の使用禁止)

第12条 パブリックパートナーは、本法人が承認した場合を除き、本法人を通じて入手したいかなる情報も、私的利用の範囲を超えて複製、販売、出版、編集、送信、放送その他これらに類するいかなる行為もすることはできず、また、当該情報に関連して意匠権、商標権、特許権、実用新案権等の知的財産権の出願もしくは登録または著作権の登録をしてはならない。

(実施細則)

第13条 この基準の実施に関して必要な事項は、別途定める。

(基準の変更)

第14条 この基準を変更した場合は、変更後の基準の内容及び効力発生日を速やかにパブリックパートナーに対し周知するものとし、パブリックパートナーは効力発生日以降変更後の基準に従うものとする。

附則

1 この基準は、令和4年(2022年)1月1日から施行する。

<別紙1>

年 月 日

パブリックパートナー入会申込書

一般社団法人渋谷未来デザイン事務局 御中

一般社団法人渋谷未来デザイン定款第3条に規定する貴法人の目的に賛同し、パブリックパートナー基準に同意の上、下記のとおり入会申し込みいたします。入会後は、基準を遵守することを誓約します。

[住所]

[法人（団体）名]

[代表者氏名]

印

協力内容		
法人概要	設立年月日	
	業種	
	事業概要	
連絡先	部署名	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail アドレス	
FDS との協働によって解決したい社会課題や新しい都市貢献等		

以上

<別紙2>

年 月 日

退 会 届

一般社団法人渋谷未来デザイン事務局 御中

下記理由により退会いたしますので、パブリックパートナー基準第5条の規定に基づき退会届を提出します。

[会員番号]

[住所]

[法人（団体）名]

[代表者氏名]

印

退会理由	
------	--

以上